

介護サービス事業所・施設の指定（指定更新）申請手続について

香 川 県
(令和6年4月)

1 事業の開設に当たって

- 介護保険制度における指定事業者は、法令の規定に沿った適正な事業運営が求められるため、事業開始に当たっては、関係法令・通知等の内容を十分に理解していただくことが重要です。十分に基準を理解した上で、全体の事業計画を検討してください。
- 人員、設備及び運営に関する基準は、国の省令、通知等で定められており、かがわ介護保険情報ネット又は厚生労働省のホームページ等で閲覧が可能です。
- なお、高松市内に所在地を置く事業所については、高松市が指定権者となりますので、高松市介護保険課（電話 087-839-2326）にご相談ください。

2 指定日等について

- 事業所・施設の指定は、月2回、毎月1日、又は15日付けの指定となります。
- 指定手続きの流れ： **事前相談** → **(事前協議)** → **申請** → **審査** → **指定**
- 申請書の提出期限は、指定を受ける日の1ヶ月前が提出期限となります。
- 申請書に不備等があった場合や提出期限までに補正が完了していないものは、受け付けできませんので、日程に余裕をもって早めに相談・申請してください。

3 申請・相談窓口について

- 担当窓口 香川県長寿社会対策課（香川県庁本館17階）
施設サービスグループ（施設系）・在宅サービスグループ（居宅系）
- 受付（相談）時間 午前 9:00～12:00、午後 1:00～5:00
電話 087-832-3266（施設系）、087-832-3269、3274（居宅系）

4 申請・届出に必要な書類について

- 申請・届出に必要な書類等は、かがわ介護保険情報ネット（事業者支援情報）に掲載しています。
(<http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/choju/jigyosya/index.shtml>)
- 指定申請や更新申請に必要な書類は、サービス毎に異なります。

5 申請時の留意点について

- 人員、設備基準等について
申請書類の提出時点で、指定時には、厚生労働省令で定める人員基準・設備基準等を満たしていることが確実と見込まれる必要があります。
- 開設するサービス、種類、規模によっては、都市計画法、建築基準法、消防法などの届出等が必要になる場合があります。事前に関係部署に相談してください。
- 開設に当たり、建物の建築又は改修等の工事を伴う場合には、施設の設計図面等により、事前相談を行い、設備基準に合致しているか確認してから着工してください。
- 申請に当たっては、定款の変更や法人登記、従業者との雇用契約書や資格証など、多くの書類が必要となります。チェックリストを確認の上、申請書を作成してください。
(掲載場所：かがわ介護保険情報ネット「事業者支援情報」－「指定・届出」－「様式集」)

6 事前協議について

- 次の指定居宅サービス等の指定を受けようとする事業者は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に適合するかどうか、あらかじめ知事に協議する必要があります。
- 事前協議手続きの対象となる居宅サービス等
通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、
特定施設入居者生活介護（通所介護以外は介護予防を含む）
 - 根拠：指定居宅サービス事業者等の指定に係る事前協議手続要領
 - 協議期間 事業所を開設する住所地の市町にも情報提供するため、約30日を要します。

7 指定更新申請について

- 指定の効力には、有効期間（6年）が設けられています。有効期間が満了するまでに更新の申請を行う必要があります。
- 更新の申請が必要な事業所・施設は、かがわ介護保険情報ネットに情報を掲載します。また、期限が近づいているにもかかわらず、更新申請がない事業者には、長寿社会対策課から連絡しますが、できるだけ自主的に手続きしてください。
- 更新申請に当たっては、指定有効期間満了日の1ヶ月前頃までに、指定更新申請書等を提出してください。

8 審査手数料について

- 次の申請には、審査手数料が必要です。
 - ・ 指定申請・・・新たに介護サービス事業所等の指定を受けようとするとき
 - ・ 変更申請・・・既に行っている介護サービス事業所の事業等の内容を変更(※)しようとするとき
(※介護老人保健施設の変更許可申請、指定介護療養型医療施設の定員変更申請及び特定施設入居者生活介護の定員変更申請の場合)
 - ・ 更新申請・・・介護サービス事業所等を開設してから6年間の有効期間を更新しようとするとき
- 審査手数料の金額
 - ・ 審査手数料の金額は、介護保険サービスの種類や審査を受けようとする内容により異なります。
 - ・ それぞれの審査手数料の金額は、次のとおりです。

| 介護保険サービスの種類 | 申請の区分と審査手数料額 | | |
|---------------|--------------|-----------|---------|
| | 指定（許可）申請 | 変更申請 | 更新申請 |
| 指定居宅サービス事業所 | 20,000円 | 10,000円※1 | 10,000円 |
| 指定介護予防サービス事業所 | 10,000円 | | 10,000円 |
| 指定介護老人福祉施設 | 43,000円 | | 33,000円 |
| 介護老人保健施設 | 63,000円 | 33,000円 | 33,000円 |
| 介護医療院 | 63,000円 | 33,000円 | 33,000円 |

※1 特定施設生活入居者介護について、利用定員を増加しようとするときは変更申請が必要。

- 審査手数料の納付方法等
 - ・ 審査手数料は、指定申請書（又は指定変更申請書、指定更新申請書）と一緒に提出してください。
長寿社会対策課で確認を行ってから貼付しますので、申請書に貼らないように注意してください。
- その他の注意事項
 - ・ この手数料は、審査に対する手数料です。申請の内容によっては、指定や更新を行わないことがあります。

9 指定後の留意点について

次のような場合は速やかに変更届や体制届等の提出が必要となります。

| 項目 | 内容 | 届出期日等 |
|-------------------|--|---|
| 変更届 再開届 | 管理者、サービス提供責任者、介護支援専門員等、変更届出事項に変更があった場合 | 変更後 10日以内 |
| 体制に関する届（加算関係） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護給付費に係る体制に変更（減算となる場合も含む）があった場合。 ・ 加算に係る要件を満たさなくなった場合も速やかに加算を廃止する旨届け出てください。 | 加算 <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅系～毎月15日までは翌月、16日以降は翌々月から算定 ※訪問看護の緊急時訪問看護加算 ～届出受理日から算定 ・ 施設系（ショートステイ・特定含む）～届出日の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から算定 ・ 介護職員処遇改善等加算 ～届出日の翌々月から算定 |
| | | 減算(※) 速やかに提出（事実の発生日が適用年月日） |
| 廃止届 辞退届 休止届 | 廃止・辞退や休止の場合 | 1月前まで |

※ 加算等が算定されなくなる状況や人員基準の欠如等により減算となる状況が生じた場合は、速やかに届け出る必要があります。

(参考)

注意すべき用語

「指定基準にある用語の定義」

1 「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本）に達していることをいいます。

同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものは、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たします。

（例）

○ 同一の事業者によって指定訪問介護事業所と指定通所介護事業所が併設されている場合に、指定訪問介護事業所の管理者と指定通所介護事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間が所定の時間に達していれば常勤要件を満たしていることとなります。

2 「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法です。

当該事業所の従業者の勤務延時間数

◎常勤換算 ⇒ $\frac{\text{当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本）}}{\text{当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本）}}$

3 「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む）として明確に位置付けられている時間の合計数です。なお、従業者一人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とします。

4 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。

基準違反等について

次のような場合、法令・基準違反等に当たります。

1 従業者等の人員基準を満たしていないにもかかわらず、名義借り等によって厚生労働省令等で定める基準の資格を持った者と雇用契約等を行ったようにし、基準上の員数を満たしているとして申請や事業を行った場合など。（なお、このような場合は、名義を貸した者も処分されることがあります。）

（例）

○ 雇用する予定の無い介護支援専門員や看護師等を雇用するようにして申請し、申請後、別の者を雇用するなど、申請とは異なる従業者により指定を受けたり、雇用しないまま事業を行った場合。

○ 常勤・専従で配置すべき管理者が配置されていない場合。

2 施設や設備について、申請用途（事務所や事業所）として使用しないものを、使用するとして申請を行った場合など。

（例）

○ 実際は、申請場所が住宅として利用されており、申請用途（事務所や事業所）としての利用が不適當であったり、申請とは別の場所で事業を行っている場合。

3 申請者（「法人の役員等や事業所の管理者」を含む）が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であったり、過去5年以内に居宅サービス等に関し、不正な行為をした者であるときなど、介護保険法に定める指定申請や更新申請の欠格事由に該当するにもかかわらず、該当しないとして誓約し、申請した場合。

4 このほか、介護保険法第 77 条の規定により指定の取消し等の事由に該当する場合などは、指定が取消しとなる場合があります。

※（例）は、一例として記載しているもので、これら以外にも基準違反と判断する場合があります。

※申請後、止むを得ず申請事項と相違が生じた場合には、指定前においても、速やかに申請窓口にご相談する必要があります。

指定申請について

- Q1 居宅サービスと介護予防サービスの指定申請を同時に行う場合に、申請書類は別々に作成する必要がありますか。
A1 居宅サービスと介護予防サービスで同じ申請書でできますが、添付書類は共通のものと別々のものがあります。
- Q2 申請書を提出する時点では、備品類が全て揃っていないのですが、申請できますか。
A2 原則、申請時には、全ての備品類を設置する必要がありますが、現地調査までに納品が確実と見込めるのであれば受付が可能な場合もあります。詳しくは担当窓口で相談してください。
- Q3 従業員は、申請書を提出する時点で、全て雇用し、業務に従事している必要がありますか。
A3 申請時点では、従事予定の全ての従業員との雇用契約書（従事場所、職務及び雇用期間が明記されたもの）、又は、雇用予定契約書等が必要です。
必ずしも、雇用開始している必要はありませんが、指定日には、全ての従業員が従事していなければなりません。
- Q4 申請書提出後、従事予定の者が不慮の事故等により勤務することができなくなった場合は、どのようにすればよいですか。
A4 速やかに、人員基準を満たすように、後任を雇用してください。（担当窓口にご相談ください。）
（意図的に相談等なく指定を受けた場合は、虚偽の申請として取消処分の対象となる場合があります。）
- Q5 申請書が受理された場合は、間違いなく指定となるのですか。
A5 申請書の受理は、書類上の不備など形式的な要件を確認したにすぎません。
受理後、正式な審査を行い、内容の確認や補正等をお願いすることがあります。また、審査の結果、基準を満たしていないことが確認された場合は、指定されないことがあります。
- Q6 審査手数料について、申請書を作成し提出する際には、証紙を購入し貼付しておく必要がありますか。
A6 指定申請に必要な書類を全て整えた上で、事前に書類等に不備がないか担当窓口で確認してから香川県収入証紙を購入し、提出してください。香川県長寿社会対策課にて貼付しますので、申請書に貼らないように注意してください。

指定更新申請について

- Q1 指定の有効期間の満了日（更新期限）は、いつになりますか。
A1 指定の有効期間は、指定を受けた日から6年間です。有効期間が満了するまでに更新手続きをしてください。
（例）例えば、平成30年4月1日が指定（更新）日の場合は、令和6年3月31日までが有効期間です。
- Q2 更新の申請は、有効期間の満了日までに行う必要がありますか。
A2 有効期間の満了日まで指定の更新が行われないと、指定の効力が失われます。1ヶ月前までには更新手続きをしてください。
なお、更新の期限は、香川県においても把握しており、かがわ介護保険情報ネットに事前に更新申請についての情報を掲載し、期限が迫った場合、案内通知を行っていますが、できるだけ自主的に更新手続きをお願いします。
- Q3 更新申請時に、人員基準を満たしていない場合はどうなりますか。
A3 人員基準や設備基準を満たしていない場合は、更新を受けることはできません。
また、指導に従わず、基準違反の状態を継続して事業を運営している場合には、処分の対象となることがあります。
- Q4 現在休止中ですが、更新を受けることができますか。
A4 休止中の場合には更新を受けることができません。
更新期限までに再開した上で更新の手続きを行うか、又は廃止の手続きを行ってください。